

# 埋葬と葬儀の手順（芦屋バハイ靈園使用の場合）

注：下記は芦屋墓地利用を前提としているが、墓地や業者などの固有名詞を除いて、基本的な流れは他のバハイ墓地でも同じである。

## 1. 遺族のすべきこと

(1) 「埋葬許可書」を得る。医師発行の死亡診断書と、故人の住民票がある市町村の役所にある死亡届に必要事項を記入の上担当部署に提出。故人が外国人の場合、外国人登録書も持参のこと。このとき許可書には埋葬、火葬を選ぶ欄があるので、埋葬を選ぶ。その際、市町村の役所の担当者が埋葬できる場所について質問するので、個人がバハイであり埋葬が必要であること、及び、以下のことを伝える。

墓地名：芦屋市靈園内 バハイ墓地

住所：兵庫県芦屋市朝日が丘 37-17、バハイ墓地 12 地区、6-1

芦屋市役所内 環境課総務の電話： 0797-38-2050

管理事務所（芦屋市役所内）の電話： 0797-38-3105

埋葬許可書はその場で発行される。遺族はコピーをとって保管しておく方が良い。

(2) 芦屋市役所環境課へ「埋葬届」の用紙（第5号様式 埋葬届）の送付を依頼し取り寄せる。申請者（遺族代表）が「埋葬届」に必要事項を記入し、押印。バハイ墓地のある芦屋靈園は芦屋市役所管轄なので、芦屋市役所発行の埋葬届を作成しておかなければならない。

※これら2通の書類を葬儀当日、墓地委員に提出する。墓地委員がその場で記入漏れの有無、押印の確認をするので、念のために埋葬届に使用した印鑑を持参すること。芦屋市役所への提出については、他の書類と併せて墓地委員が代行する。

(3) 全国事務局（03-3209-7521）に死亡の連絡をする。その際、墓地予約の有無を伝える。予約をしていない場合でも使用を希望するならばその旨を伝え、まず、バハイ墓地使用の許可を得る。次に、「靈園使用許可書」の発行を依頼する。ただし、墓地使用には費用がかかる。

(4) 葬儀実施責任者を決める。責任者が中心になり、葬儀日時の知人への連絡、式次第の決定、予め、友人に手伝ってもらうことなどがあればそのお願いをしておく。

(5) もし、葬儀後すぐに、参列者と共に、「故人をしのぶ会」を計画するならば、出来るだけ早く予約を取る方がよい。食事を前提とし部屋を確保できる所では、ホテル竹園（0797-31-2341 JR 芦屋駅北出口の向かい）、かごの屋芦屋店（0797-21-2535 JR 芦屋駅から徒歩2分）、音羽茶屋芦屋店（0797-22-3800）、などがある。また、花岩葬儀社（0797-31-2313）も場所確保に協力してくれる。インターネットで芦屋靈園から JR 芦屋駅近辺で偲ぶ会に適切な会場を探すこともできる。

(6) 遺体を墓地入り口につけた靈柩車から埋葬場所前に設置された台に安置するために、棺を運ぶ人を親族や知人の中から男性少なくとも6名を頼んでおく。葬儀社からも1～2名は協力してもらえる。（土葬用の棺は非常に重く、移動距離はおよそ30メートルある。）

(7) バハイ葬儀、埋葬において最も大切な「故人のための祈り」を唱える人を一名決めておく。

(8) 花の手配：「らんすいえん」（宝塚市、0797-72-0871）他、芦屋墓地入りにも花屋がある。

## 2. バハイ葬祭デスクのすること（遺族と相談しながら）：

\* 埋葬業者への連絡：石龜工芸株式会社（〒651-0068 神戸市中央区旗塚通5丁目1-7-201 TEL 0120-1482-66 /

078-221-5510 FAX 078-222-6486)。

\*葬儀社への連絡：芦屋市、花岩葬儀社（0797-31-2313）へ。故人名、遺族の連絡先、葬儀の日時など。

\*芦屋市役所環境課（0797-38-2050）に葬儀、埋葬の日程その他を連絡。

\*埋葬後、速やかに以下の書類を芦屋市役所に送付する。

(1) 故人の市町村発行の「埋葬許可書」（遺族から受け取ったもの）。

(2) 「埋葬届」（遺族から受け取ったもの）。

(3) 全国行政会発行の「バハイ靈園使用許可証」（全国行政会の指示を受け墓地委員会が作成したもの）。

### 3. 葬儀社のすること

\*墓地委員からの連絡を受けて遺族と連絡をとり、手順の詳細な打ち合わせや細目に要する費用についての確認を行う。遺族の休憩所、宿泊場所についても紹介する。手順については、花岩葬儀社が熟知している。

\*遺体を自宅、病院又は伊丹空港から一旦葬儀社へ搬送する。葬儀社にて埋葬用の棺に納棺し直す。そして葬儀場である靈園へ遺体を搬送する。特に、飛行機利用の場合は、遺体が安置されていた場所から最寄りの空港まで遺体搬送を行った葬儀社と棺の大きさや到着時間などについて連絡をとる。

\*納棺の際、必要に応じてドライアイスを使用してもよい。

### 4. その他

\*埋葬用の棺：バハイ全国事務局に連絡し、棺を手配する。大きさによるが大型の棺は山口から、通常のサイズの場合は兵庫県の業者から直接、遺族の指定する場所へ配送する。

\*バハイ葬儀では、埋葬の直前に、「故人のための祈り」を唱えること以外、特に儀礼的な決まりはない。遺族の判断でそれ以外の祈りや引用文を読み上げることもできる。

\*葬儀直後に「偲ぶ会」を行うならば、その中で故人を讃えるスピーチやエピソードの紹介などを織り込むことも自由である。

\*埋葬用のバハイ指輪を希望する場合、全国事務局に問い合わせること（バハイの法では成人が対象）。

\*遺体を洗い清め、布を巻くことを希望する場合、布を用意しておき、前もって病院又は葬儀社と相談しておくとよい。

\*芦屋靈園管理事務所（芦屋市役所内）は土曜日、日曜日は休みであるが、芦屋靈園の休日はないので葬儀は埋葬業者と葬儀業者が対応できればいつでも可能。

\*墓石に関して、遺族は独自の石材業者を用いることはできるが、バハイ埋葬に長年の経験のある石龜工芸が推薦される。

### 5. 芦屋靈園以外の墓地使用

現在、芦屋靈園以外で以下の地域にバハイ墓地がある。

\*余市（北海道余市梅川町 563 番地）

\*秋田（秋田県潟上市天王字追分 117-20）

\*茨城（茨城県常総市坂手町 1307）

\*横浜（横浜市中区外国人墓地）

\*沖縄（沖縄県島尻郡佐敷町小谷慶多下原）

バハイ墓地予約制度に加入することで、バハイ墓地を今後拡大し維持管理していくことに貢献できる。しかし、上記のバハイ墓地以外でも、遺体の1時間以内の搬送と埋葬が可能な墓地があれば、その墓地を利用できる。各自が利用可能な墓地を調べるのもよい。その場合、遺族は全国行政会に故人の埋葬場所を伝えること。その場合も、バハイの埋葬の法は守られなければならない。